

第2回寝屋川市総合計画審議会議事録

1 日時

平成27年8月6日（木）午後2時55分～5時

2 場所

市役所 議会棟5階 第2委員会室

3 出席者

池嶋 聖司、乾 栄嗣、今川 晃、植田 良二、太田 徹、河野 徹也
北川 光昭、甲野 節男、郡 美博、清水 百合子、住田 利博
田中 優、長岡 えり子、中川 芳行、中村 一二三、野々下 重夫
板東 敬治、平田 一裕、平田 陽子、山下 實、幸 徹

21人（全22人）

《関係職員》

18人

《事務局》

8人

4 傍聴者

13人

5 議事

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）の審議

(会長)

それでは、皆さんこんにちは。本日は、公私何かと御多用のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま委員22人のうち、21人の御出席をいただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第5条第2項の規定により、本日の会議は成立いたしますので、これより第2回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

案件に入ります前に、前回の審議会において、委員より前期基本計画における38施策から後期基本計画（試案）で41施策となった内容等について、説明されたいとの御意見がございました。この件につきまして、事務局より説明をいただきます。

(事務局)

それでは、前期基本計画から後期基本計画（試案）の施策体系に関する変更点について御説明いたします。

お手元に配布させていただいております、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）施策体系を御覧いただけますでしょうか。

まず、後期基本計画（試案）の施策12「安心できる環境衛生を確保する」を新たに追加したものでございます。理由としましては、新型インフルエンザ、新感染症への対応など、より一層環境衛生の重要性が増しており、衛生に特化した施策の位置付けが必要であるためでございます。

次に、前期基本計画の施策12「学校教育を充実する」を後期基本計画（試案）の施策13「就学前教育を充実する」、施策14「学ぶ力を育成する」、施策15「教育環境の整備・充実を図る」の3つの施策に整理したものでございます。理由としましては、取組を1つの施策で位置付けるよりも、より詳細に区分することで、施策の方向性がより明確になり、当施策における取組内容も容易にイメージしやすく進捗管理にも適しているためでございます。

次に、前期基本計画の施策21「安全でおいしい水を供給する」と、施策22「下水処理を推進する」を統合し、後期基本計画（試案）の施策24「安全で安定した上下水道サービスを提供する」としたものでございます。理由としましては、下水道事業の経理方式の企業会計への移行等に伴い、上下水道事

業の連携強化、事業運営の効率化、市民サービスの向上が求められている点から上下水道事業の一体的な管理・運営が必要であるためでございます。

次に、前期基本計画の施策 25「環境を保全する」の名称を変更し、後期基本計画（試案）の施策 27「環境に配慮したまちづくりを推進する」としたものでございます。理由としましては、環境に対する負荷が少ない社会が求められている中、地球温暖化対策などの取組を積極的に推進することが求められていることや環境を保全する施策の取組のうち、環境衛生に係る取組を先ほどの後期基本計画（試案）の施策 12「安心できる環境衛生を確保する」に独立させたためでございます。

次に、後期基本計画（試案）の施策 30「地域産業の活性化を推進する」を新たに追加したものでございます。理由としましては、産業振興条例が平成 25 年 4 月 1 日に施行され、当該条例における基本方針として、商業、工業及び農業の各分野の相互連携が規定されたことから、従来分野ごとによる取組だけでなく、3つの分野が一体となった取組における施策の位置付けが必要となったためでございます。

次に、後期基本計画（試案）の施策 35「市域の労働力の活用を推進する」を新たに追加したものでございます。理由としましては、少子高齢化や貧困、所得格差の拡大が社会問題とされている中、国の施策等を始め、地域における雇用促進が求められていること、また前回、平成 22 年度に開催された第五次総合計画審議会における最終答申に、市域の労働力を雇用に結び付ける取組に努められたいとの意見があったことから、後期基本計画において、1つの施策として位置付けたものでございます。

次に、前期基本計画の施策 32「コミュニティづくりと協働を推進する」の名称を変更し、後期基本計画（試案）の施策 36「コミュニティの活性化と協働を推進する」としたものでございます。理由としましては、平成 23 年度から平成 27 年度までの前期基本計画期間中に、地域住民団体で構成するネットワーク型組織である地域協働協議会が設立され、今後更に活性化させていく必要があるためでございます。

最後に、前期基本計画の施策 35「寝屋川市のイメージアップを図る」を削除するものでございます。理由としましては、当該施策に掲げておりました、

びわこ号復活プロジェクトなどブランドプロジェクトの主要な事業が完了したためでございます。なお、市のイメージアップにつきましては、後期基本計画（試案）の施策37「情報発信を充実する」に位置付けております。

説明は以上でございます。

（会長）

事務局から説明は終わりました。

それでは、御質問等ございますでしょうか。

なければ、早速でございますが、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）の審議に入らせていただきます。

まず、審議の進め方について、御説明させていただきます。

各施策の冒頭に担当部局から施策に関わる説明を受けた後に、質疑に入りたいと思います。全41施策ございますので、会議1回当たり8施策程度御審議をいただく予定としております。会議時間につきましては、おおむね2時間を予定しておりますので、限られた時間でございますが、御理解、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速審議を進めてまいります。また、今回の審議会から施策ごとに関係職員の出席を依頼しております。関係職員には、施策の説明を頂くとともに、各委員からの御質問等に対する答弁をお願いをしております。

それでは、施策1の審議に入ります。

（委員）

施策1の審議に入る前に、まず全体を通してなんですけれども、この4月の市長選挙により市長が変わり、市長公約もある中で、それらがどのように計画に反映されていくのか。10年間の基本構想自体は計画としてあるので変えられないというのは分かるんですけれども、具体的に大きな施策転換がされていく中で、どのように後期基本計画や実行シートの中に具体化していくのか、その考え方を示していただきたいと思います。

（会長）

ただいまの委員からの御質問でございますが、今後、基本的にこの後期基本計画（試案）の内容を各施策ごとに審議していただきますが、その中で御意見等をいただくなど、確認していただけるのではないかなと思うんですけども、そういうことでは不十分ですか。

（委員）

本試案を策定する段階で、どのようにその辺りについて考えを持っていたのかだけでも、示していただきたいと思います。

（会長）

では、その点だけ、事務局どうぞ。

（事務局）

後期基本計画（試案）を策定するに当たり、策定委員会、策定幹事会で検討した結果、新市長が掲げる新たな政策項目等について、本試案、取組項目に反映しております。

（会長）

委員、よろしいですか。

（委員）

10年間の計画を作ったけど、途中で市長が変わったり、大きな政策変更があったときに、基本構想自体をそのまま基本計画、実行シートなどに反映させることが本当に正しいのかどうか、問題意識を持っているということだけは、1点言っておきたいと思います。今後計画を策定するに当たって柔軟なところを残していく必要があるのではないかと思います。

（会長）

よろしいですか。

それでは、施策1「災害に強いまちをつくる」から進めてまいります。

まず、関係職員から施策の説明をしてください。

(関係職員)

それでは、施策1「災害に強いまちをつくる」について、御説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強いまちを目指し、市街地の防災性の向上に積極的に取り組んでおりますが、今後発生が予想されています南海トラフ地震などでは、建物倒壊、火災などによる甚大な被害が発生することが懸念されていることから、これまで以上に災害に強い都市構造の確保が求められております。今後も災害に強いまちをつくるため、これまで進めてきた耐震化の促進、密集住宅地区の整備を図り、まちの防災化を推進する必要があります。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて4つの施策を実施してまいります。

1つ目は「耐震化の促進」でございます。耐震化の必要性について、市民に更に啓発するとともに、住宅や不特定多数の人が利用する病院、店舗などの要緊急安全確認大規模建築物の所有者が実施します耐震診断、耐震設計及び耐震改修を支援いたします。

2つ目は「緊急輸送路の確保」でございますが、語句の訂正をお願いいたします。「緊急輸送路」とありますところ、地域防災計画との整合性を図るため、「緊急交通路」に訂正をお願いいたします。

それでは2つ目の「緊急交通路の確保」でございます。災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急交通路沿道の建築物として、要安全確認計画記載建築物の耐震化をより一層促進いたします。

3つ目は「密集住宅地区の解消」でございます。地区公共施設の整備、老朽建築物の除却促進など、これまで進めてきた事業に加え、規制誘導による自律更新時の更なる不燃化促進、延焼遮断効果の高い都市計画道路の整備など、密集住宅地区の解消に向けた取組をより一層推進いたします。

4つ目は「建築物の安全性の確保」でございます。建築物の安全性を確保するため、既存建築物の所有者に対し、指導、助言、勧告等を行うとともに

に、耐震、耐火構造などの普及、啓発の徹底をより一層図ってまいります。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる4項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は4ページに記載の「耐震診断・耐震改修補助の実施」「耐震化による安全対策の充実」「密集住宅地区の整備」でございます。また、「耐震診断・耐震改修補助の実施」としまして、市広報紙、市ホームページ、まちまるごと耐震化支援事業等を通じ、建築物の所有者等に耐震診断及び耐震改修を行うよう啓発するとともに、耐震診断・耐震設計、耐震費用の補助を充実し、耐震化率の向上を図ってまいります。

「耐震化による安全対策の充実」としましては、既存建築物の所有者に対しまして、耐震化に関する助言、指示などの指導強化を図るとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく勧告、命令などを行い、建築物の安全性の確保を図ってまいります。

「密集住宅地区の整備」としましては、主要生活道路の整備、老朽木造賃貸住宅の除却費補助、地区計画制度の導入による建築物の不燃化促進及び対馬江大利線の整備を行ってまいります。

次に、市民の役割でございますが、「居住や所有している建築物の耐震性を把握し、安全性の確保に努めます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表します施策指標、市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。委員。

(委員)

まず最初に、施策1「災害に強いまちづくり」の災害とは何を指しているのかをお示しいただけますでしょうか。施策2に「治水対策を促進する」がありますので、地震対策なら地震対策とより分かりやすい表記のほうがいい

んじゃないかなと、地震・火災対策とかと思ったりもするんですが、その辺りについての見解をお願いします。

(関係職員)

委員御指摘のとおり、これにつきましては、耐震ということでございますが、地震に伴う建物被害や火災などの災害ということになります。

(会長)

表記を変えるのかどうかということはどうですか。

(委員)

その方が分かりやすくなるのではないのでしょうか。

(関係職員)

地震に伴う建物被害や火災などへの対応を推進する施策でありますので、現状と課題の中にある文章をそのような表現に変えさせていただきます。

(会長)

ほかにございますか。委員。

(委員)

施策指標ですが、「住宅の耐震化率」の平成 32 年めざそう値が 95 パーセントですが、前期基本計画の平成 27 年のめざそう値が 90 パーセントであり、前期の目標も達成できていない中で、新たにそれを上回る大きな目標値というのは、実現可能性が低いのではないのでしょうか。

(関係職員)

実現可能性という点では、なかなか達成が難しい目標となっておりますが、平成 27 年の 90 パーセントと同様、国で定める数値を本市においても採用させていただいております。

(会長)

目指すべき目標値を設定しているということですね。委員、よろしいですか。

(委員)

確かに非常に厳しい数値ではあると思いますが、是非、行政として達成までのプロセスを明らかにし、市民に寝屋川市は頑張ろうとしているんだなど、思ってもらえるような目標にしてもらえればと思いますが、大丈夫でしょうか。

(関係職員)

ここ数年、実際、耐震診断やその相談件数が増えてきております。その上で、更なる周知・啓発に努め、めざそう値に近づけるために頑張っていきますので、よろしくお願いします。

(委員)

お願いします。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

不燃領域率という言葉について、御説明いただきたい。その際、不燃領域率が 40 パーセント、34.1 パーセントという数値はどのように評価できるものなのかも併せて説明いただければありがたいです。

(関係職員)

不燃領域率につきましては、市街地の燃えにくさを表す指標でございまして、建物の不燃化率を指し、地区内の耐火・準耐火建築物、道路、公園、学

校などの割合から算定しているものです。

不燃領域率が 30 パーセントでしたら市街地が 80 から 90 パーセントぐらい焼失するとされておりますが、40 パーセント以上になりますと、急激に低下しまして、20 から 25 パーセントの焼失率に落ちるということで目標値を 40 パーセントとしております。

(会長)

委員。

(委員)

この不燃領域率 40 パーセントという数値は、平成 32 年度には十分達成が可能であると理解してよいですか。

(関係職員)

今後、不燃化の促進に向けて、不燃領域率 40 パーセントとなるよう努力していきたいと考えております。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

重点取組項目「密集住宅地区の整備」で、老朽木造賃貸住宅の除却費補助と記載されていますが、そこに住んでおられる人が追い出されるんじゃないかと不安を与えることにはつながらないのでしょうか。それとも入居者に対しても移転費用に係る補助を行い、その地区に住み続けられるような状態を維持するものとなっているのか、その辺りの説明をお願いします。

(関係職員)

地区内の老朽木造賃貸住宅につきましては、かなり老朽化しておりまして、空き家も目立ってきております。あくまで家主さんが家屋を除却する際に補

助を行うものでございます。また、あわせて、入居者に対しましては、移転費用に係る補助をしておりますので、強制的に実施するわけではございません。

(会長)

ほかにご覧いませんか。委員。

(委員)

最初に部局名を言っていたら説明していただければと思います。

それから、今まで出ています住宅の耐震化率、不燃領域率などの数値について、例えば、全国自治体の平均値、大阪府内自治体の数値など、そういった参考となる数値を交えて御説明いただくと、妥当な数値かどうか分かると思いますので、是非その辺りの説明をお願いしたいと思います。

それと先ほど言いましたが、部局の担当者名を本試案に記載することはできないでしょうか。総合計画は市としても重要な計画であるため、市民にとっても分かりやすくした方がよいのではないかと思います。

(会長)

今の御意見でございますが、部局の担当者名について、基本的にこの第五次総合計画につきましては、寝屋川市の総合計画として策定させていただきますので、特定の担当者名を入れる必要はないのではないかと思います。

(委員)

個人名ではなくて、部局名は入れていただきたいなと思います。

(会長)

では、事務局は説明の際に部局名を名乗ってください。また、施策指標について、他自治体の参考となる数値があればそれらも含めて説明してください。

(関係職員)

まち政策部でございます。密集事業を取り組んでおりますのは、都市計画室となっております。不燃領域率ですが、密集地区を取り組んでおりますのは、大阪府内は7市11地区であり、そのうち、本市では、3地区指定されておまして、面積は、2,248ヘクタールとなっております。地震時に著しく危険な密集市街地ということで、大阪府も発表しており、それらの地区につきまして、不燃領域率40パーセントを目指し、取組を進めております。

(会長)

ほかにごいませんか。委員。

(委員)

先般いただいた、第五次総合計画前期基本計画を3日間かけて端から端まで読ませていただきまして、非常に立派にできていると思うんですが、実際に寝屋川市として計画書に記載されている内容ができているのか少し疑問に思います。

それと、私は東地区のコミセン本部の代表者として出席している以上、寝屋川市の総合計画審議会における審議内容を公表してもよいのかどうか聞きたいんですが。

(会長)

現在審議されている内容を公表してよいかどうかですね。

(委員)

委員のみの会議資料であるという認識なのか、その辺りはいかがですか。

(会長)

今審議されている内容、あるいは資料についても公表していいかどうかということですね、そういう御質問ですか。

(委員)

はい。

(事務局)

この会議資料につきましては、審議会が終わるごとに市民情報コーナー、市ホームページ等でも公開しております。

(会長)

公表しているということですね。

委員、どうぞ。

(委員)

そうしますと、東地区なら東コミセンに1冊、寝屋川市総合計画を置くことによって、来館者が見ることができるので、その辺りを御留意いただけたらと思います。

(事務局)

この総合計画の前期基本計画の冊子につきましては、各公共施設にも設置しておりますので、よろしく申し上げます。

(委員)

分かりました。

(会長)

委員。

(委員)

本試案の文章について、字句の変更等もここで協議するということになるのでしょうか。

(会長)

表現の仕方とかですか。

(委員)

そういうことです。

(会長)

当然、本試案に書かれているとおりでいいかどうかということを審議しているため、それが全体の事業の整合性を考えて変更すべきだという御意見等があれば、それらを踏まえた御議論をいただければと思います。

(委員)

それでは、そういう認識の下で、この字句訂正についても指摘させていただきたいと思います。

それと本試案では、市民意識調査において出された、重要度、満足度の結果を考慮しながら、各施策の文章等を作成しているのか、それともそれは考慮せずに作成されているのか、お伺いしたいと思います。

(会長)

市民意識調査の結果が反映されているのかどうかという質問ですか。

(委員)

そういうことです。

(事務局)

ただいまの御質問ですけれども、市民意識調査の結果で、例えば、重要度が高く、満足度が低い施策が市民ニーズの高い施策と考えており、それらを踏まえて、重点取組項目の内容に盛り込むなど、本試案に反映させた上で策定しております。

(会長)

委員。

(委員)

ありがとうございます。それでは、市民意識調査の結果を意識して、本試案を策定したと理解しておきます。

それから、施策の展開、重点取組項目の文章中の最後の語尾に、様々な表現が使われており、例えば3ページ、5ページでも「支援します」「促進します」「より一層推進します」「より一層図ります」など記載されていますが、これらは、今後の取組姿勢に関する強弱が出てくるんだと理解するわけですが、その強弱というものを何らかの形で意識した中でこういう表現になったのか確認させてください。

(事務局)

委員がおっしゃったように、ニュアンスの強弱を意識し、「より一層推進します」「努めます」などの表現となっております。

(会長)

委員。

(委員)

「推進します」「図ります」など、様々な表現があるので、そこは後々少し整理していただいた方が市民にとっても分かりやすい計画となるのではないかと思います。

(会長)

そういう御指摘ですので、事務局よろしくお願いします。

ほかにございますか。委員。

(委員)

今回市民の役割という部分が新たに入っているんですよ。これを入れられた背景といいますか、経緯を教えてください。

(事務局)

市民意識調査の調査項目として、市民としてすべきこと、また市民の役割を設定するとともに、地域懇談会を開催して、地域の課題に対して取り組むべきことについても御意見を頂いたことから、市民の役割として設けさせていただいたものでございます。

(会長)

よろしいですか。

委員。

(委員)

現状と課題において、もう少し国や大阪府の動向を入れておいた方が理解しやすいのではないかと。例えば、施策1の現状と課題においては、寝屋川市の現状を書いています、大阪府が密集地区においてどういうことを進めているのかなどの記載があると理解しやすいかと思えます。他の施策においても、検討してください。

(会長)

今の委員の御意見ですけれども、国や大阪府の動向を本試案に反映するというところの考えですが、これを入れるとすれば、当然全ての計画に対して、ある程度補足的な説明が必要になってきますので、本審議会における審議の中でどのようにそれらを反映していくのかということも課題となろうかと思えます。この進め方について、事務局、何か考えがあったら説明してください。

(事務局)

具体的に国や大阪府の動向等をどのように反映させていくかということに

については、今後検討していきたいと考えております。

(会長)

検討していくんですが、試案がある中で、今から全施策に反映させていくという作業になった時に物理的になかなか難しいのではないかと。ですので、施策ごとにその辺りを逐次説明し、委員の御理解をいただきながら審議していただくという方向で進めていくということによろしいですか。

事務局、何かあれば。

(関係職員)

まち政策部です。国や大阪府における密集地区での取組について、現状と課題にどのように反映させるかについては、検討させていただきます。

(会長)

委員。

(委員)

委員の指摘というのは非常にいいなと思っているところでもございまして、ただ、全てについてということではなく、その各施策ごとに確認していく中で、指摘というか、提案があったときに、初めてそこで取り上げてどうするかということを議論すればいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

(会長)

ほかの委員もよろしければ、御意見等いただければと思うんですけれども、それらの内容を試案に反映させるという具体的な作業が伴うということをお理解いただきたい。委員、どうでしょうか。

(委員)

確かに審議時間も考慮する必要があると思います。本試案でもしっかりと

背景など書いていただいている感じを受けるため、全ての施策にわたってそういう指摘があるかどうかというのも後々、審議を進めていかないと分かりませんので、審議の中で指摘があれば対応いただくという形で進めていってはいかがかと思います。

(会長)

そうですね。施策3、4に移った時に施策1で出された御提案があったので、こういう記載にしましたということの後で追認していただければと思います。ただ、それ自体はまた審議するという作業も出てきます。また、この施策1の中で、具体的な施策の背景、課題をその都度議論していかないと、文言を入れていくのはなかなか難しいため、この場でなにがしかの文章を入れながら一つ一つ終わっていくのが一番現実的だと思いますが、どうですか。御意見がありましたらおっしゃっていただければと思います。限られた時間であるということは御理解いただいた中で、だからといって別に妥協するかではなく、どう進めていこうかなという感じですが。そういうことを含めながら進めさせていただくということで、特段ここに何が何でもこれは入れたほうがいいんだということで、皆さんから御指摘をいただければ、その都度、その場で判断しながらやっていくと、そういうことでよろしいですか。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

ほかにございますか。委員。

(委員)

重点取組項目の「耐震診断・耐震改修補助の実施」と「密集住宅地区の整備」では、補助を行うとあるが、「耐震化による安全対策の充実」だけ助言・指示・指導強化、それから勧告・命令を行うという表現になっております。具体的にこのような場合は勧告・命令を行い、強制的に市で実施

していくという考え方はあるのでしょうか。

(関係職員)

まち政策部です。御指摘の件につきましては、既存建物の規模等によりまして、例えば物販店舗でしたら、階数が3以上で、面積が2,000平方メートル以上の場合は、市による指示対象となっており、義務付けにつきましては、物販店舗では階数が3以上で、面積が5,000平方メートル以上とあるように建築物の対象となる規模等が定められております。

(会長)

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。委員。

(委員)

市民意識の指標ですが、基本的にはアンケート結果により、当指標値が設定されているのは理解するんですが、そのような市民意識を指標にすること自体、本当に妥当かなと少し思っております。災害なので、具体的に各家庭ごとにその災害に対する備えを持っている家庭をどれぐらい増やしていくのかとかいうような形での市民に対する働きかけであったり、指標にした方が市民にとっても分かりやすく、啓発的な側面も出てくるのではないかと思います。そういう意味でも指標の在り方については、具体的な数字の方がいいのではないかと考えていますが、どうでしょうか。

(事務局)

市民意識の指標につきましては、市民意識調査の中で出てきたものを反映しているということでもございますし、今後も継続して計画書に記載していくべきであると考えております。

(会長)

委員。

(委員)

市民意識と併せて具体的にどれだけ市民が災害への備えをしてくれているのかについても、是非、指標などで示していただいて、そういう家庭を増やしていくようにしてはどうか。市民の皆さんに災害に対する意識を持っていただいていることの方が災害に備えるまちづくりが行われていると思います。災害に強いまちというのは一人一人がそういうことに対して自覚を持って行動できるまちかなと思いますので、是非そういう視点を入れていただきたいなと思います。

(会長)

ほかに御意見ございますか。

なければ、施策2「治水対策を促進する」の審議に入らせていただきますので、関係職員の入替えを行います。速やかに関係職員入ってください。

(職員入替え)

(会長)

それでは、関係職員から施策の説明をお願いします。なお、説明の冒頭に部局名を名乗ってください。名前は要りません。

(関係職員)

まち建設部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、施策2「治水対策を促進する」につきまして、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

後期基本計画（試案）の5ページをお開き願います。

まず現状と課題でございますが、一級河川淀川、寝屋川を始め、多くの河川、水路を有する本市におきまして、治水能力の向上を図るため、様々な治水対策に取り組んできております。しかしながら、短時間豪雨が頻発する近年の状況下では都市型水害等への対策は重要な課題でございます。今後にお

いても更なる浸水防除を図るため、協働で取り組む寝屋川流域総合治水対策を進めるとともに、ハード、ソフトの両面から治水対策を講じることが必要であります。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向け、3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「効果的な浸水対策の推進」でございますが、校庭貯留施設など雨水貯留施設の整備、水路の改修、ポンプ施設の改修など計画的に行うとともに、止水板設置助成等により効果的な浸水対策を推進してまいります。

2つ目は「公共下水道雨水対策の推進」でございますが、寝屋川北部流域関連公共下水道事業計画に基づき、古川雨水幹線整備事業、高宮ポンプ場整備事業など、下水道整備を推進し、地域の浸水防除を図ってまいります。

3つ目は「寝屋川流域総合治水対策の推進」でございますが、地下河川、増補幹線及び流域調節池の早期完成を引き続き強く大阪府に要望し、更なる治水対策を図ってまいります。

これら施策については、施策に掲げる全ての取組の8項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目につきましては、後期基本計画（試案）6ページに記載の「雨水貯留施設の整備」「雨水対策事業等の推進」「総合治水対策の推進」でございますが、1つ目の「雨水貯留施設の整備」として学校施設に加え、京阪本線連続立体交差事業に伴い、雨水貯留施設の整備を推進してまいります。

2つ目の「雨水対策事業等の推進」として、古川雨水幹線整備事業及び高宮ポンプ場整備事業を計画的に推進してまいります。

3つ目の「総合治水対策の推進」として、地下河川や増補幹線、流域調節池の早期完成を大阪府に要望し、更なる治水対策を推進してまいります。

次に、市民の役割でございますが、「雨水貯留タンク、止水板の設置に努めます。」「土のうステーションを利用します。」とさせていただいております。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、施策2について、御審議いただきます。何か御意見、御質問等ございますでしょうか。委員。

(委員)

施策に掲げる全ての取組シートの中で、「排水施設等維持管理業務1」と「排水施設等維持管理業務2」があるんですけども、取組概要が全く一緒でありどのように理解していいのかわからないので、説明をお願いします。

(事務局)

施策に掲げる全ての取組シートを御覧いただいた方については取組項目名と取組概要が全く同じものが出ているということを疑問に思った方がおられると思います。

総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実行シートで構成されており、実行シートにつきましては、基本計画に基づいて実施していく各所属ごとの具体的な取組を示すもので行政評価として毎年作成するものでございます。実行シートは基本計画の施策ごとの全ての取組に基づき作成するものであり、取組項目を所管する所属が作成するものとなっています。その取組項目を全て書き出したものがこの施策に掲げる全ての取組シートということになっております。当該取組シートでは、取組項目によっては複数の所管にまたがるものも存在しております。例えば、施策2において、「排水施設等維持管理業務1、2」は、取組項目名と取組概要が全く同じということですが、これらにつきましては、排水施設等維持管理業務が主な内容となっており、排水施設の種類によっては、所管する課が異なります。施策の所管が異なるという理由で、名称を変更するよりも同一の名称のほうがイメージしやすいため、取組項目及び取組概要を1、2というように分けて記載しております。こういった理由によりまして、全ての取組シートには、同じ取組名、取組概要が出てきておりますので、御理解いただきたいということによろし

くお願いします。

(会長)

委員、よろしいですか。

(委員)

説明は分かりました。ただ、この書き方で理解できるかと言われると、理解できない。2つの課にまたがっているから同じ取組項目・概要になっているとありましたが、どの課にまたがっているか分からないので、担当課ぐらまでせめて書いてくれないと理解できない。1番と2番が担当課が違いますといっても担当課が違うかどうかも私たちには判断できない。せめてこの1、2、3のような形で書いている取組項目についてはその担当課が違うなら担当課が違うと、その課を書いていただくなど、検討してもらいたい。

(会長)

今の委員の御意見でございますけれども、私も実は真っ先にそれを思い、同様のことを事務局に指摘いたしました。ただ、実際に審議日程がもう決まっていますし、資料についても変更するのは難しい作業になってくると思います。あえて申し上げるならば、この後期基本計画（試案）を審議していただき、施策に掲げる全ての取組シートは委員の手持ち資料としてあるわけですが、本試案に反映される事業、施策、内容について御審議を進めていただきたい。

実を申しますと、今日も施策8まで審議予定でございます。もう既に1時間経とうとしております。慎重に審議していただいているわけですが、そういうようなこともお含みいただきまして、いわゆる試案の施策に基づいて御審議いただければと思います。今、御指摘のことは私もそう思っておりますので、事務局はそこを意識しながら御説明いただければと思いますので、御理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。委員。

(委員)

重点取組項目「雨水対策事業等の推進」ですけれども、平成 31 年度に古川雨水幹線整備事業、平成 32 年度に高宮ポンプ場整備事業を計画的に推進すると、市議会で答弁されていたと思うんですけれども、そこまで具体的な数字が出ているのであれば、取組概要にその年度を入れていただくと、誰が見てもこのときにできるんだなというふうなことを書いていただくと市民も安心するのかなと思います。

(会長)

そういう御意見でございますけれども。よろしいですか。

(関係職員)

上下水道局でございます。

ただいま御質問いただきました古川雨水幹線整備事業並びに高宮ポンプ場整備事業に関しまして、現在の時点でのスケジュールということで、先般市議会にも御報告させていただいておりますが、基本的な計画の部分でございますので、おっしゃっている市民への情報提供については検討させていただきます。

(会長)

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

1 点だけちょっとお聞きしますけれども、施策指標「校庭貯留浸透施設の設置率」は平成 32 年度に 100 パーセント達成するとなっておりますが、校庭貯留は全学校ではなく、あくまでも内水域にある学校の校庭貯留ではないかと思えます。誰が見ても分かるようにしてはどうでしょうか。

(関係職員)

まち建設部でございます。

確かに校庭貯留浸透施設の設置率において、ここだけ見ますと内水域、外水域の違いが全く見えませんので、誰がみても分かるような表示の仕方については検討してまいりたいと考えております。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

少し提案も交えて確認させていただきたいと思います。施策の展開「効果的な浸水対策の推進」に、水路の改修、ポンプ施設の改修等、いくつか記載がありますが、例えば、河川の浚渫というのを入れてはいかがですか。

(会長)

事務局、どうぞ。

(関係職員)

確かに浚渫は効果的な取組でございますので、検討してまいります。

(会長)

委員。

(委員)

それと現状と課題の3段落目の1行目に「今後も更なる浸水防除を図るため」とありますが、少し市民にとっては分かりにくい表現だと思いますので指摘しておきます。

また、重点取組項目「雨水貯留施設の整備」に、学校施設に加え、京阪本線連続立体交差事業に伴い、雨水貯留施設の整備を推進しますとありますが、今後の連立事業のスケジュール等を考えたら、平成31年から工事着工であるため、整備を推進しますとの記載は、少し誤解を与えるかと思うんですが、

いかがでしょうか。

(関係職員)

確かに連続立体交差事業は平成 31 年から工事着工となっており、平成 32 年度までに整備を推進しますというのは、言い過ぎな内容でありますので、記載について検討させていただきます。

(会長)

委員。

(委員)

施策指標ですが、寝屋川流域の水害対策計画とあるのですが、水害じゃなくて、治水対策でないかと思うんですけれども、よろしいのでしょうか。

(関係職員)

正式名称として、水害対策計画となっております。

(委員)

分かりました。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

施策の展開「寝屋川流域総合治水対策の推進」において、地下河川、増補幹線及び流域調節池早期完成について大阪府に要望するとあるのですが、それらについて御説明いただきたい。

(関係職員)

上下水道局でございます。

地下河川に関しましては、現在、大阪府で推進しております、寝屋川北部地下河川の早期完成を要望させていただいております。これにつきましては、6月30日に門真調節池が供用開始されまして、貯留量7万トンということでございます。

それから、増補幹線につきましては、市が実施する古川雨水幹線整備事業と連動して、整備時期が遅れることのないように要望しているものでございます。

あと、流域調節池につきましては、中木田調節池の整備計画がございますので、できるだけ早期に着手していただくようにということで要望しているところでございます。

(委員)

「総合治水対策の推進」とあるんですけれども、総合治水対策として、寝屋川市内の水源、農地を守るなどの方向性について、触れてもよいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

(会長)

委員、もう一度、質問の趣旨を説明してください。

(委員)

農地、緑を守るという趣旨の施策は施策2とは別であるかなと思うんですが、総合治水対策という総合的な寝屋川市内の浸水対策を考えたときに、市内に雨水を貯留できる地域として、緑があり、水田がありということも一定考えた上での浸水計画ということにはなっていくんじゃないかなと思うんです。だから一定程度の畑を残しておく、水田を残しておく、それはこの地域にとっての浸水対策になっていますよ、みたいなことを市民に対してお知らせをしていくとか、そういうことも含めて浸水対策としては一定効果のあることだと思いますし、していく必要があることじゃないかなと。総合対策だというなら、そういうことにも一言触れておいたほうがいいのではないかなという考えです。

(会長)

治水対策の一環として、田畑を残していくなどの表現を入れてはどうかという御意見でございますけれども。事務局。

(関係職員)

上下水道局でございます。

おっしゃるように、田畑が保水能力を有しているということは随分前から言われていることでございます。ただ、農地や緑地を守るという施策の部分と治水対策という施策の部分で、若干違いがありますので、その治水対策の観点から緑地、農地を保全、確保までは行き着かないのではないかと思います。ただ、保水能力を評価するという点に関しては、おっしゃるとおりでございますので、大阪府等とも情報共有しながら今後とも研究を進めてまいりたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

あと、浸水ハザードマップを市民の皆さんにも配られていますし、そういうところで市として説明会を行って、市民意識指標の改善を図ったり、市民の役割に土のうステーションを利用するとあるため、その場所を周知するなど、市民への治水対策の周知についても重点取組項目とまでいかななくても、一つの取組項目としてあってもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

(関係職員)

おっしゃっていただいております市民への情報提供については、検討させていただいております。例えば、市ホームページ、市広報紙を活用したり、出前講座等も含めて準備を進めているところでございます。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

先ほど保水能力の話が出たんですけれども、アスファルトの道路で水を吸い込む機能を有するものがありますが、利用していく予定がありますか。

それと雨水貯留タンクというのはどのようなものなのかという説明と、市として、例えば、これだけ整備すれば大体の水害対策が可能となるなどの市域の全体像などがあれば、市民にとっても分かりやすいのではないかと思うんですが。

(会長)

今の御指摘ですが、語句説明については、計画書の巻末にページが設けられるということですね、事務局。

(事務局)

語句説明につきましては、計画書の後半ページに掲載予定でございます。

(会長)

あと委員の指摘の件について。

(関係職員)

まち建設部でございます。

まず保水性を持った舗装につきましては、新設道路においては積極的に使用するようにしております。市ホームページ、市広報紙等でもPRしていますが、広く市民の皆さんに知っていただけるように、更なるPR活動を行ってまいります。

また、市域の全体像が見れないかという御意見ですが、確かにどのような施設がどこに整備されてるかを市民に知ってもらうことは大事なことだと思

いますので、見せ方等について検討してまいります。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

直近の豪雨災害といえ、3年前の8月14日の143ミリの大雨が市民にとっては不安意識を高める大きな要因になったと思います。ついで、それらについて現状と課題の中に記載し、市として課題の1つとして取り組んでいるということ、市民に明らかにするのにも必要ではないかと思ふんですけれども、どうですか。

(会長)

3年前の集中豪雨に関する記載が必要かどうかということですね。

(関係職員)

現状と課題の中で短時間豪雨が頻発していると表現しておりますが、おっしゃられる3年前の短時間豪雨に関する記載を入れるように検討いたします。

(会長)

ほかになれければ、よろしいですか。

施策3「危機管理体制を充実する」に移ります。関係職員の入替えを行います。速やかにお願ひします。しばらくお待ちください。

(職員入替え)

(会長)

それでは、施策3について審議を進めます。

関係職員から説明いたします。部局名を名乗ってください。

(関係職員)

人・ふれあい部でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、施策3「危機管理体制を充実する」について、説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、東日本大震災や近年各地で数多く発生している大雨等による自然災害を始め、今後発生が予測される南海トラフ地震などの災害に対する市民の防災への関心が高まっています。このような中、平成25年には、災害対策基本法が改正され、特別警報の運用が始まるなど、住民の生命等を保護するための災害対策の強化が図られているところでございます。自然災害を始め、あらゆる危機事象の発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民、事業者、関係機関との連携強化による危機管理体制の充実が必要であると考えております。

また、地域において総合的な防災の体制を確保するため、自主防災組織、消防団等の充実強化を図り、地域防災力を向上していくことも必要であると考えております。

次に、施策の展開でございますが、現状と課題の認識の下、課題の解決に向けて、3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「総合的な防災施策の推進」でございます。地域防災計画に基づき、様々な関係機関と連携を図りながら、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

2つ目は「危機対応力の強化」でございます。地震、風水害等の災害を始め、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制を強化してまいります。

3つ目は「地域防災力の向上」でございます。市民の防災意識の高揚を図るとともに、全小学校区に設置しております自主防災組織、消防団等の充実強化を図り、地域防災力の向上を目指してまいります。

これらの施策については、9つの取組により、具体的な取組を進めてまいります。重点取組項目は8ページに記載の3項目、「地域防災計画の推進」「自主防災組織の整備・育成」「非常備消防力の充実」でございます。

重点取組項目の1つ目「地域防災計画の推進」では、地域防災計画に基づき、防災施策を強化するとともに防災体制を充実してまいります。

2つ目「自主防災組織の整備・育成」では、自主防災組織の資機材や防災訓練を充実し、地域防災力の向上を図ってまいります。

3つ目「非常備消防力の充実」では、消防団の訓練や消防装備・資機材を充実し、地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、市民の役割についてですが、「食料、飲料水など生活必需物資を備蓄するとともに、避難路を確認するなど防災訓練への参加に努めます。」
「自主防災組織による防災訓練の実施など、地域内の住民等が連携しながら自発的な防災活動に努めます。」とさせていただいております。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、施策3「危機管理体制を充実する」につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。委員。

(委員)

重点取組項目で、「非常備消防力の充実」とありますが、施策に掲げる全ての取組シートでは、「常備消防力の充実」もあり、枚方寝屋川消防組合の消防士の数、車両等の計画的な整備について、国の定める基準より少し欠けている部分があると認識しておりますので、重点取組項目としては、非常備消防力よりは、まず常備消防力の充実を掲げる必要があるのではないかと思います。

(関係職員)

人・ふれあい部でございます。

委員御指摘の常備消防力、枚方寝屋川消防組合の関連の話でございますが、

重点取組項目では、「非常備消防力の充実」を上げさせていただいております。こちらにつきましては、やはり消防団の充実・強化、あるいは自主防災組織と併せまして、昨今自助、公助、共助という観点の中で、共助、いわゆる地域防災力の充実が今の寝屋川市にとって不可欠であろうという観点から重点取組項目では「非常備消防力の充実」を掲げているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

地域の防災力ということになれば、自主防災組織の整備・育成という中に地域の消防団の整備も位置付けられるのではないかと思います。ただ、非常備よりも、消防車、消防士の数が足りているのか、足りていないのかというところで、国の定める基準に対して足りていないという現実を踏まえ、まずすべきところはそこであると思います。だから重点取組項目として、地域の方々にお願いすることも当然あるんですけども、それ以前に、行政としてここまではしっかり進めているというところをお示しするためにも、数字だけでも市民に公開できればと思いますが。

(関係職員)

常備消防力につきましては、寝屋川市は枚方寝屋川消防組合という一部事務組合の組織を設置しているため、枚方市とも協力・連携していく必要があると考えております。寝屋川市の総合計画では、あくまで常備消防力として、消防組合への負担金の支出を概要に記載させていただいておりますので、重点取組項目には適さないものとさせていただいているところでございます。

(会長)

ほかにございませんか。委員、どうぞ。

(委員)

この自主防災組織の育成でございますけれども、御承知のとおりこの寝屋川では平成 17 年度に自主防災組織が発足いたしまして、今年で 11 年目になるかとしております。見てみますと、この指標の中にもありますけれども、平成 26 年度で 5,116 人の参加者がおり、平成 32 年では 6,000 人ということで、寝屋川市市民から全体から見ると、約 2.5 パーセントぐらいの参加率しかございません。寝屋川市は 24 小学校区あるんですが、かなり校区によって差があり、それでは地域の自主防災力というのがなかなか高まらないものと思います。更に参加率を高めるためにも、市として各校区に目標値を与えるなど検討してはどうか。そうして、参加率を更に高め、いざというときに地域で助け合える、そういう組織づくりを目指していくべきであると考えます。

1 点お聞きしたいのですが、施策指標におけるめざそう値の設定根拠についてお聞かせください。

(関係職員)

委員御指摘のめざそう値でございますが、過去 5 年間の実績数値の平均が 5,000 人ということで、その 20 パーセント自主防災訓練などの参加者数をアップさせるという目標値で 6,000 人と設定させていただいているところでございます。

また、委員御指摘の自主防災への参加者を増やす取組については、校区によりましては、地域のお祭りと併せて訓練を実施したり、子ども達に参加してもらえるような訓練を実施したりと、創意工夫を凝らしながらやられているので、今後それらの事例を参考とした取組を全校区に広げられるように努めてまいりたいと考えております。

(会長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。委員。

(委員)

過去の活動報告書の中で、消防団員の数が条例定数を下回っているという

との記載がありますが、施策指標にある消防団の団員数 383 人から 435 人になるという、この数字との関連性を教えてください。

(関係職員)

めざそう値の 435 人につきましては、消防団条例におきます条例定数の上限数でなっております。実績につきましては、4 月 1 日現在の現有の消防団員数ということで掲載させていただいております。

(会長)

よろしいですか。

ほかにはないようでしたら、施策 4 「犯罪のないまちづくりを推進する」に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

(関係職員)

それでは、施策 4 「犯罪のないまちづくりを推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、犯罪発生件数の減少に向け、平成 22 年 4 月に安全の推進に関する条例を施行するとともに、防犯啓発活動、防犯カメラの設置、メールねやがわの実施など、安全で安心して誰もが暮らしやすいまちの実現に取り組んでまいりました。また、平成 25 年 10 月には、暴力団の不当な介入を徹底的に排除するため、暴力団排除条例を施行するなど、暴力団の排除に向けた機運はますます高まっているところでございます。引き続き、市民、関係団体、警察と連携しながら地域が一体となり、犯罪のないまちづくりを推進する必要があると考えております。

次に、施策の展開でございますが、現状と課題の認識の下、課題の解決に向けて 3 つの施策を実施してまいります。

1 つ目は「防犯意識の啓発及び情報提供」でございます。犯罪の発生を未然に防止するため、防犯に役立つ情報の提供や防犯啓発活動を通じまして、市民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

2つ目は「防犯活動の推進」でございまして、防犯に関する市民の自主的な活動を促進するとともに、市民、関係団体、警察との連携を強化してまいります。

3つ目は「防犯環境の整備」でございまして、地域の安全確保のため、犯罪の発生を防止、抑制する環境整備を行ってまいります。

これらの施策については、5つの取組により、具体的な取組を進めてまいります。重点取組項目は、10ページに記載の2項目、「防犯活動組織との連携」「防犯器材等の普及・設置の推進」でございまして。

重点取組項目の1つ目「防犯活動組織との連携」では、地域が一体となりました防犯活動や暴力排除運動が展開できるよう、市民、関係団体、警察との連携強化を図ってまいります。

2つ目「防犯器材等の普及・設置の推進」では、自治会が行います防犯カメラの設置に対しまして、支援を行うとともに、防犯器材の普及や防犯設備の設置を推進してまいります。

次に、市民の役割についてですが、「日頃から防犯意識を持って行動します。」「地域の防犯活動への参加に努めます。」とさせていただいております。

施策の推進を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございまして。

説明は以上でございまして。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、審議に移ります。御意見、御質問等はございますでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

施策指標「市内の犯罪発生件数」ですが、平成26年と平成32年を比べれば増えているんですけども、犯罪のないまちづくりとの関連性としてどのように理解すればよろしいでしょうか。

(関係職員)

めざそう値についてですが、平成 25 年度実績として 3,860 件あり、その 10 パーセント削減を目標に設定させていただいておりましたが、平成 26 年度につきましては、予測していたよりも犯罪件数が大幅に減少したことから本試案では逆転現象を起こしております。今後、めざそう値につきましては、寝屋川警察署と連携し、更なる削減を目指して、再度精査してまいりたいと考えております。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

施策の展開「防犯環境の整備」で、犯罪の発生を防止・抑制する環境整備とあるんですけれども、その具体的な中身の説明をお願いします。

(関係職員)

犯罪の発生を防止・抑制する環境整備でございますが、主に防犯カメラの設置、あるいはLED防犯灯への設置補助等の環境整備を想定しております。

(会長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。委員。

(委員)

先ほど犯罪発生件数の認知件数が増えているというようなことではあったんですが、市民満足度調査でも、重要度は非常に高いのですが、満足度が非常に低い施策でもあります。本市の現状として、犯罪の件数、内容、特徴的なことがあれば、確認させていただきたいんですが。

(関係職員)

市域での犯罪の特徴でございますが、全国的にもよく犯罪が起こっております、振り込め詐欺、還付詐欺が数件起こっているということは警察から確認しております。また、自転車盗につきましては、昨今鍵かけの問題でございますとか、そのままコンビニでも鍵をかけずに入ってしまうということで、平成26年度で1,010件程度出ております。そういった観点から、警察と連携し、鍵をかけましよう運動、警察の見廻り中における周知、コンビニ店員にも注意喚起をお願いするなど、様々な対策をとっているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

実績値3,300件のうち3分の1が自転車盗というようなことであれば、その自転車盗など、件数の多い犯罪への対策を重点取組項目として位置付けるような考えはなかったのかどうか、お聞かせください。

(関係職員)

重点取組項目の中に「防犯器材等の普及・設置の推進」というような項目で掲載させていただいております。こちらにつきましては、先ほど防犯カメラ、あるいは防犯灯というような設置もございましたが、自転車盗に対する何らかの器材の普及でございますとか、設備につきましてもこの中で併せて検討してまいりたいと考えております。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

防犯灯の話がちょっと長引いておりますので、こちらも同じようなことで質問させていただきます。

まず、我々の住んでいる地域に国道があるのですが、夜間に痴漢などのいたずらが増えるというようなことがあるので、防犯灯を付けて欲しいのですが、どの部署にお願いしたらよいのか。

(会長)

すみません、せっかくの御意見なんですけれども、個別・具体的な御意見、御要望については、後ほど担当課から御説明させます。審議会では、本試案の内容について御意見をいただければありがたいです。恐縮ですけれども、御協力いただきますようよろしくお願いします。

(委員)

分かりました。

(会長)

ほかにございませんか。

委員、どうぞ。

(委員)

犯罪を抑制する環境整備につきまして、専門家等の意見を聞いて、あらかじめ寝屋川市内で犯罪が起きやすい場所を想定して、例えば、死角を作らないよう木を切るなど、犯罪が起きる前の対策を行うという部分も、抑制という意味に含まれているのでしょうか。

(関係職員)

御指摘いただいた、犯罪が起きやすい場所への対策という観点では、防犯カメラの設置につきましても、警察と協議しながらどこに設置するのが有効か、自治会長を交えて検討しております。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

質問というより要望というか、頑張っていたいただいているなど思っているのですが、この総合計画を最初策定した際、平成 22 年の市民意識の指標とが 9.7 パーセントであったが、平成 26 年度で 21.6 パーセントと倍増以上になっていますので、この平成 32 年度の目標値は、この状況をしっかり踏んでいただいて、住みやすい安全なまちを実現してもらいたいという思いでございます。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

現状値の 21.6 パーセントですが、他市と比較して、極端に低いのか、大体平均値なのか、分かっていたら教えていただきたいんですが。

(関係職員)

他市の状況につきましては、市民意識の指標が同じ指標を使われているかどうかも含めまして、現在把握しておりません。

(会長)

委員、どうぞ。

(委員)

安全なまちであると思うのが 21.6 パーセント、2 割しかいない寝屋川市というのは、やっぱり少し悲しい状況であると思いますので、是非、数値を上げる努力をお願いしておきます。

(会長)

ほかになければ、施策5「平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる」に移ります。

説明員が変わりますので、しばらくお待ちください。

(職員入替え)

(会長)

説明に入る前に部局名だけ名乗ってください。

じゃあ、よろしく申し上げます。

(関係職員)

人・ふれあい部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、施策5「平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる」について、説明をさせていただきます。

まず、現状と課題ですが、戦争や核兵器のない平和な社会で自由平等に暮らすことは全ての人の願いです。本市では、非核平和都市として、戦争と核兵器の廃絶に向けた非核平和事業に取り組むとともに、人権尊重のまちづくり条例に基づき、市民との協働で人権尊重のまちづくりを推進してきました。しかしながら、世界各地では、今なお戦争、テロ、地域紛争などが続いております。また、人種、性別、社会的身分等による差別に加え、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害が存在しております。平和で暮らせることの大切さについて、改めて認識を深め、平和の尊さ、戦争の悲惨さを次世代に引き継いでいくとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権意識の高揚を一層図っていく必要があります。

次に、施策の展開でございますが、ただいま現状と課題で述べさせていただきました認識の下、課題解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「世界平和実現への寄与」でございます。戦争、核兵器の恐ろしさや平和の尊さについて認識を深める取組を通じ、戦争・核兵器廃絶、世界平和の実現に向けた機運の醸成を図るとともに、他都市との連携によって、

その実現に寄与してまいります。

2つ目は「人権尊重のまちづくり」でございまして、人権を相互に尊重し合うことによって、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、市民と協働して人権尊重のまちづくりを推進してまいります。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる8項目より具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目につきましては、12ページに記載の「非核平和の推進」と「人権啓発の推進」でございまして、「非核平和の推進」といたしましては、恒久平和を願う市民のつどい、平和意識の高揚を図るイベント、戦争資料の展示などを通じて、平和を希求する意識の高揚を図ってまいります。

また、「人権啓発の推進」といたしましては、街頭啓発、人権意識の高揚を図るイベント、学習講座、啓発冊子などを通じて人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを推進してまいります。

市民の役割でございしますが、「平和を希求し人権を尊重する意識の高揚に努めます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、審議に移ります。

施策5「平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる」について、御意見等ございますか。委員。

(委員)

「非核平和の推進」ということで、寝屋川市は非核平和都市宣言もしているわけなんですけれども、なかなか日頃から非核であるとか、平和であるとかいうのは考え続けていくことは非常に難しいと思います。そんな中で小学生や中学生の修学旅行先を広島なり長崎なりにして、一定非核平和都市として子供たちにそういう思いを伝えていくというような作業なんかも必要じゃ

ないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

(会長)

「非核平和の推進」の中で、そういう言葉を入れるべきだという、そういう意味ですか。

(委員)

取組概要の中に位置付けるのもいいのではないかとということです。

(会長)

取組概要の中に入れるということですね、入れてはどうかという、そういう御意見でございます。どうですか。

(関係職員)

取組概要の中に広島、長崎の修学旅行というようなことを入れるのはどうかというような御質問でございますけれども、教育委員会との連携ということもございますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

(会長)

ほかにもございませんか。

委員、どうぞ。

(委員)

施策指標で、事業参加により人権尊重意識が向上した人の割合とありますが、この向上したかどうかというのをどのように測られるのか分からないのですが。

(関係職員)

寝屋川市が行いました人権尊重に関わるイベントの際に市民の方にアンケートを実施いたしまして、その結果を指標とさせていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

参加者のアンケート結果として、事業が良かったかどうかということで、さらにその事業によって人権意識が向上したと自らが思ったかどうかという話であって、外的にどうこうと調べようがない話であると思ったので、指標としては非常に難しいんじゃないかと思ったんですけれども、とりあえずはそういうことだというのは分かりますが、ちょっと人権意識が向上した人の割合という書き方というのはどうかなと思います。

(会長)

委員。

(委員)

施策の展開「世界平和実現への寄与」ですけれども、一番上の下の方に他都市との連携によって、その実現に寄与しますとありますけれども、これはどのように他都市と連携するのかイメージできるのかというのが分かりにくいなと思ったんですけれども、これはいかがなんでしょうか。

(関係職員)

寝屋川市におきましては、非核平和都市宣言を昭和 58 年に宣言しており、その平和都市宣言をした自治体が集まって組織している日本非核宣言自治体協議会に加盟しております。また、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に広島市と長崎市が中心となって、設置された平和首長会議という会議にも参加しております。これらの取組により様々な自治体が協力体制をとって、核兵器のない平和な社会について進めていきたいという思いがあります。協力体制につきましては、例えば加盟している自治体につきましては、核兵器の実験を他の外国がした場合には、そういう通知が来まして、そこで

その大使館宛てに反対のメッセージを送るようなことなどをしております。

(会長)

委員。

(委員)

会議に参加するのは、市の職員だと思うんですけども、参加した後に、どのように市民の人に展開されるのかお聞きしたいんですが。

(関係職員)

例えば、核兵器反対のメッセージなど発信した場合には、市ホームページ等で市民の方に情報提供しているところでございます。

(会長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。委員。

(委員)

現状と課題ですが、人権尊重という視点の中で、人種、性別、社会的身分等いろいろな形の差別から、いじめや体罰、児童虐待といった、そういう子どもに関する人権問題に関する表記をいただいております。これらも当然大切な文言だと思いますが、その中で、今後、超高齢社会を現実を迎える中で、高齢者に対する人権問題というところも課題として記載してはどうかと考えております。

また、施策指標で、基本的に事業参加される方というのはある一定の意識を持って、そのイベントに参加する方々だと思いますし、その中でイベント、事業を通じて意識が高くなったというのは、ごく自然の成り行きだと私自身は理解しております。そういう中で、この指標のあり方ということについて、事業参加者数などにした方よいのではないかなと思います。

(会長)

何かありますか。

(関係職員)

まず1点目の現状と課題に、高齢者の人権に関する記載を入れてはどうかという質問につきましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

それから2点目の施策指標についてでございますが、設定の際、大変悩ましかったところなんですけれども、人権意識の向上というところが重要でございますので、当指標とさせていただきます。また、市民意識の指標で、一人一人の人権意識が高くなったというような指標にさせていただき、事業実施の部分と、市民全体がどう思っているかという、2つの指標で徹底しているところでございます。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。委員。

(委員)

人権が尊重されるまちをつくるということで、いじめ、体罰などもちょっと問題意識と出しているから、重点取組項目として、「いじめ対策の推進」というのは、入れていただいてもいいんじゃないかなと思います。昨今、子どもがいじめによって自殺するというような状況が本当に多く見られていく中で、寝屋川市全体として子ども達を守る。いじめというのは子どもたちだけではなく、職場であったり、いろんなところで起こっているんですけれども、そういう意味で重点取組項目として、教育であったり子どもを守るというようなところで、入れてもいいのかなと思いつつも、やはり全ての人間に対するいじめをなくすという意味では、重点取組項目として挙げていただければと思うところです。

また、いじめられたことによって、引きこもりになってしまったりとか、様々な問題に発展していつている、本当に大変な問題だと思いますので、その観点からも重点取組項目とするようお願いしておきます。

(会長)

では、御検討ください。

ほかにございませんか。委員。

(委員)

今の委員の発言に関係しているのですが、施策に掲げる全ての取組シートにおいても、自立支援のための相談体制をつくるという取組もありますので、そのような取組も重点取組項目に加えていけばどうかと思います。

(会長)

これも併せて御検討いただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

なければ施策6「男女がともいきいきと暮らせるまちをつくる」に移ります。

前もって申し上げます。今日は17時を終了予定としておりますので、あらかじめその旨だけお断りさせていただきたいと思います。

それでは、関係職員の方、説明をお願いします。

(関係職員)

それでは、施策6「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」について御説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、様々な分野で社会参加が進み、家庭、職場、地域社会等での男女共同参画の意識は着実に浸透してきているものの政策・方針決定過程への女性の参画は十分でない状況でございます。また、社会慣行や人々の意識には、今なお固定的な性別役割分担意識が根強く残っております。更に全国的にドメスティックバイオレンスの認知件数が増加する中、本市においても相談件数は増加傾向にあり、的確な対応が求められています。全ての人々が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、更なる取組を推進していく必要があります。

次に、施策の展開でございますが、ただいま現状と課題で述べさせていただきました認識の下、課題解決に向けて3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「男女共同参画社会実現のための意識づくり」でございます。固定的な性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向けた地域づくりを行ってまいります。

2つ目は「女性の社会活動への参画促進」でございます。社会の対等な構成員として女性の社会活動への参画を推進するとともに、政策・方針決定過程への参画など、活動支援を行ってまいります。

3つ目は「DV根絶のための環境づくり」でございます。DVの根絶に向けた啓発を推進するとともに、被害者の保護・支援を推進してまいります。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる5項目により、具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は、14ページに記載の「意識啓発と社会参画の促進」「生涯を通じた心と体の健康づくりの推進」「DV被害者支援体制の充実」でございます。「意識啓発と社会参画の促進」につきましては、講座の開催、情報誌の発行などにより、男女共同参画意識の向上と社会参画の促進を図るとともに男女共同参画社会の形成を目指す市民、団体、グループの活動支援を行います。

「生涯を通じた心と体の健康づくりの推進」につきましては、カウンセラーによる男女の心の悩み相談や弁護士による女性のための法律相談を実施し、女性の自立を支援するとともに、講座などで心身の健康づくりを推進します。

また、「DV被害者支援体制の充実」につきましては、DVに関する相談体制、関係機関の連携の強化による被害者支援の充実を図ります。

次に、市民の役割でございますが、「人権尊重、固定的な性別役割分担意識の解消や女性の社会参画促進に関する講座・研修会などへの参加に努めます。」「DVが犯罪であることを認識し、暴力を許さない意識づくりに努めます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、施策6「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」の審議を行います。

何か御意見、御質問等ございますか。委員。

(委員)

まず、施策指標なんですけれども、女性委員の登用にめざそう値30パーセントとあるが、残念ながら本審議会自体がそうになっていないという中で、本当にそれでいいのかというのをまず考えていただきたいなと思います。25人まで定員があるわけで、22人になった時点で、残念ながら女性委員の数が少ないと考え、残りの3人について、更に公募で女性を選出し、その方々の意見を反映させていこうということは考えなかったのですか。

(事務局)

あくまでも25人というのは委員構成の上限として設定しているものであって、今回は団体推薦、市民公募により、22人の委員構成とさせていただいております。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

男女共同参画の立場からして、本当にこの男女比で審議会を進めていくことに対して疑問は持っていませんか。

(会長)

事務局、いいですか。

(関係職員)

30 パーセントに満たなかったことにつきましては、大変残念であると考えておりますが、それぞれ様々な事情があったのではないかと考えております。

(会長)

あえて女性を入れるというか、入っていただくためにメンバーを増員するということは考えていなかったということなんです。

(委員)

そこはやっぱり一定努力すべきところではないかと思っています。

あと、重点取組項目「意識啓発と社会参画の促進」で、男女共同参画社会の形成を目指す市民団体グループの活動支援を行いますというのは非常に素晴らしいことだと思うんです。ただ、寝屋川市が行うべきことは、こういう活動に参加してくれない市民に対して、どのように働きかけて、意識を向上させていくのかというところにあるのではないかと思います。そういう意識を持った人たちに対する応援は当然なんですけれども、それ以外の人たちに対してどうするのかというところの視点での取組はあるのでしょうか。

(関係職員)

情報誌等の発行による啓発等を行ってまいりたいと考えております。

(会長)

ほかにございませんか。委員。

(委員)

市民意識の指標ですが、役割を分担する考え方に共感しないという、共感しない市民の割合ということで 61.2 パーセントで、これを仮に共感するという肯定的な聞き方をすれば、それじゃあ残り 38.8 パーセントになるのでしょうか。否定的な聞き方をしているのがここぐらいなので、その否定的な聞き方をしたときに人間の行動パターンというのが、もしかしたら変わるんじゃないかなと思っているんですが。

(会長)

共感しないという言葉をあえて使った根拠についてです。
事務局、どうぞ。

(事務局)

こちらの指標につきましては、内閣府が行っている調査における指標と同様のものを使用させていただいているところでございます。

(委員)

そうですか。分かりました。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

なければ、本日は以上をもちまして、審議会を終了させていただきます。

では、最後にその他として次回の日程についてお知らせいたします。

次回は、8月25日火曜日、午後3時から、場所はこの議会棟の4階、ここは5階ですけれども、4階の第1委員会室での開催となります。万が一現時点で御都合が悪い委員がおられましたら会議終了後に事務局までお知らせ願いたいと思います。

また、本日以降に御予定等が入りまして、御欠席となる場合につきましても確定しました時点で事務局まで御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

ほかにも事務局から何かありますか。

(事務局)

長時間御審議ありがとうございました。本日審議の中でいただきました御意見等につきましては、事務局において後期基本計画への反映に関する検討事項として取りまとめさせていただきたいと考えております。

なお、取りまとめた検討事項に対する結果につきましては、全 41 施策の審議終了後、再度まとめて御審議いただく機会を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、会長から御案内いただきましたとおり、次回の審議会につきましては 8 月 25 日火曜日、午後 3 時からとなっております。また場所が、下の 4 階となっておりますので、御注意いただきたいと思います。以上でございます。

(会長)

それでは、次回は本日の続きといたしまして、施策 7 「健康づくりを推進する」から施策 16 「青少年の健全育成を推進する」まで審議を進めていく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、第 2 回寝屋川市総合計画審議会を閉会いたします。長時間にわたりまして、慎重審議いただき、ありがとうございました。